

別府第一市民運動広場，別府第二市民運動広場，
拓川市民運動広場，空港東第四公園テニスコート，
湯月公園テニスコート及び重信川緑地（井門町）

指定管理者 募集要項

1

令和5年7月

松山市 坂の上の雲まちづくり部

スポーツイングシティ推進課

別府第一市民運動広場，別府第二市民運動広場，拓川市民運動広場，
空港東第四公園テニスコート，湯月公園テニスコート及び重信川緑地（井門町）

指定管理者 募集要項

本市では，別府第一市民運動広場，別府第二市民運動広場，拓川市民運動広場，空港東第四公園テニスコート，湯月公園テニスコート及び重信川緑地（井門町）（以下「施設」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を広く公募し，公正・公平かつ安定した管理業務・利用促進と住民サービスの向上及び経費の縮減について創意工夫のある提案を募集します。

1 施設の概要

（１） 別府第一市民運動広場

①名称	別府第一市民運動広場
②所在地	松山市別府町6 2 1 番地 3
③設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し，健康の維持及び増進並びに生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置する。
④内容	真砂土グラウンド 20,693.76 m ² 軟式野球 1 面又はソフトボール 2 面又はサッカー 2 面 フェンス，トイレ，倉庫（ブロック造），駐車場（第二広場も含む）
⑤供用開始 （業務開始日）	昭和 58 年 7 月 6 日
⑥使用時間	6:00～18:00（6 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあつては，6:00～19:00）
⑦休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
⑧利用状況	24,270 人（令和 4 年度実績）

（２） 別府第二市民運動広場

①名称	別府第二市民運動広場
②所在地	松山市別府町6 2 1 番地 3 3
③設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し，健康の維持及び増進並びに生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置する。
④内容	真砂土グラウンド 11,916.51 m ² ソフトボール 2 面又はサッカー 2 面 フェンス，駐車場（第一広場も含む）
⑤供用開始 （業務開始日）	昭和 58 年 7 月 6 日
⑥使用時間	6:00～18:00（6 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあつては，6:00～19:00）
⑦休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
⑧利用状況	12,160 人（令和 4 年度実績）

(3) 拓川市民運動広場

①名称	拓川市民運動広場
②所在地	松山市拓川町4 5 3 番地 1
③設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し、健康の維持及び増進並びに生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置する。
④内容	真砂土グラウンド 9,637.74 m ² ソフトボール1面又はサッカー1面 フェンス, トイレ, 駐車場
⑤供用開始 (業務開始日)	昭和 60 年 4 月 1 日
⑥使用時間	6:00～18:00 (6 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあっては, 6:00～19:00)
⑦休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
⑧利用状況	16,380 人 (令和 4 年度実績)

(4) 空港東第四公園テニスコート

①名称	空港東第四公園テニスコート
②所在地	松山市東垣生町8 6 6 番地 1
③設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し、健康の維持及び増進並びに生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置する。
④内容	砂入り人工芝コート 9,172.45 m ² 砂入り人工芝コート8面, 事務所 (木造平屋), 観客席, 駐車場
⑤供用開始 (業務開始日)	平成元年 4 月 1 日
⑥使用時間	8:30～17:00
⑦休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
⑧利用状況	52,086 人 (令和 4 年度実績)

(5) 湯月公園テニスコート

①名称	湯月公園テニスコート
②所在地	松山市道後姫塚1 4 0 番地 1
③設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し、健康の維持及び増進並びに生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置する。
④内容	アンツーカコート, クレーコート 6,061.10 m ² アンツーカコート2面, クレーコート6面 管理棟, 駐車場, 夜間照明
⑤供用開始 (業務開始日)	昭和 28 年 9 月 22 日
⑥使用時間	6:00～21:00 (照明設備のないコートにあっては, 6:00～19:00 まで)
⑦休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
⑧利用状況	33,706 人 (令和 4 年度実績)

(6) 重信川緑地 (井門町)

①名称	重信川ソフトボール広場
②所在地	重信川緑地 (松山市井門地先)
③設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し、健康の維持及び増進並びに生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置する。
④内容	真砂土グラウンド5面 防球ネット, トイレ, 用具入れ, 駐車場
⑤供用開始 (業務開始日)	昭和 54 年 4 月 1 日
⑥使用時間	日の出から日没まで
⑦休場日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
⑧利用状況	40,115 人 (令和 4 年度実績)

2 申込資格

(1) 次の全ての要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 実在する法人その他の団体であること。
- ② 松山市内に事務所を有する団体または指定管理者として指定以降施設管理開始時までに市内に事務所を有することが見込まれる団体であること。
- ③ 松山市税または申請時の所在地税（法人市民税・法人事業所税等）、法人税、消費税、地方消費税を滞納していない団体であること。

(2) 次の項目に該当する団体は、申請することができません。

応募しようとする団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 松山市及び松山市公営企業局の入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ④ 松山市税又は申請時の所在地税（法人市民税・法人事業所税等）、法人税、消費税並びに地方消費税を滞納している者
- ⑤ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者（以下「暴力団員等」という。）又はその役員のうちに暴力団員等のある者。
- ⑥ その従業員のうちに暴力団員等のある者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者であること。
- ⑧ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者。

(①) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載等があった場合。
- ② 募集要項に違反した場合。
- ③ 公正を欠いた行為があったとして審議会が認めた場合。
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- ⑤ 正当な理由なく面接審査に応じなかった場合。
- ⑥ 公示の日から協定締結までの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- ⑦ その他不正行為があった場合。

3 申込期間等

(1) 募集要項等の配布等

① 募集要項等の配布

i 配布期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月31日（木）まで（閉庁日を除く。）

配布時間：午前8時30分から午後5時まで

ii 配布場所

松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツシティ推進課（松山市役所本館5階）

また、市（スポーツシティ推進課）のホームページからもダウンロードできます。

なお、郵送・FAX等による配布はいたしません。

【ホームページアドレス】

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/sports_shiteikanri.html

② 説明会

説明会を下記の通り行う予定としています。説明会では、要項等説明や施設見学を行うこととしています。申請を検討されている団体は、説明会に必ずご参加ください。要項等説明の後、希望者のみ施設見学を行います。説明会の参加にあたっては「説明会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メール又はFAXにより令和5年7月31日（月）17時までに送付してください。

i 日時

令和5年8月4日（金）午前10時00分～午後4時00分（予定）

ii 場所

【要項等説明】 松山市役所 本館5階 本部会議室

【施設見学】 別府第一市民運動広場ほか5施設

※会場の都合上、1団体2名までの参加をお願いします。

iii 参加申込連絡先

松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツイングシティ推進課（松山市役所本館5階）

電話：089-948-6598（直通） FAX089-934-1287

E-mail：sports@city.matsuyama.ehime.jp

③ 募集に対する質問

募集要項等の内容について質問がある場合は、「募集要項等に関する質問票」を下記の期限内に、電子メール又はFAXにより送付してください。受け付けた質問への回答は、随時ホームページに掲載するとともに、説明会や電子メール又はFAXにより回答します。原則として電話等を含め、口頭による質問の受付や回答はいたしませんのでご注意ください。

i 質問受付期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月25日（金）午後5時まで

ii 質問の方法

メールの場合はタイトルを「【質問】指定管理」に統一し、電子メール又はFAX（返信先の電子メールアドレスを明記のこと）により送付してください。

iii 質問先

松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツイングシティ推進課（松山市役所本館5階）

FAX：089-934-1287

E-mail：sports@city.matsuyama.ehime.jp

④ 選定

松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき設置された指定管理者選定審議会において、「5 選定基準」に基づいて審査を行います。（応募者の面接審査を実施いたしますが、日時・場所等詳細につきましては後日お知らせします。）

⑤ 結果の通知

選定結果は、申請団体すべてに文書で通知するとともにホームページに公表します。

※選定結果の公表の際は、候補者以外の団体名と評価結果が結びつかないよう配慮いたしますが、参加団体数が2者のみの場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

⑥ 協定の締結

指定管理者選定審議会の選定結果により、指定管理者の候補者を決定します。その後、市議会の議決を経て、正式に次期指定管理者として決定します。

市と次期指定管理者は、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、協定書を締結します。

なお、候補者が辞退した場合、又は協議の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、市は選定審議会で選定された次点候補者と協議等を行います。

⑦ 応募書類の取り扱い

i 著作権

申請者から提出された提出書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、指定管理者に選定された提出書類については、市が指定管理者制度導入による管理業務内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用することができるものとします。

ii 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

iii 返却

指定されなかった申請者の提出書類は、指定管理者の指定議決後、返却の申出があれば、1部返却します。

iv 情報の公開

申請者の提出書類については、松山市情報公開条例に基づく公開の対象となります。

(2) 申請に係る留意事項

- ・ 指定管理者募集に対する申請は、募集要項等の内容をご確認の上行ってください。なお、申込期間を過ぎての提出書類の変更及び追加は原則として出来ません。（市が指定した場合を除く）
- ・ 提出書類に虚偽の記載等があった場合には、失格とします。
- ・ 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

(3) 申込期間及び申込方法

令和5年8月10日（木）から令和5年9月7日（木）まで（閉庁日を除く。）

（受付期間：午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出書類は、必ず持参してください。

※ 混雑時には書類確認の為、お待ちいただく場合があります。

(4) 申込先

松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツイングシティ推進課（市役所本館5階）

4 提出書類の内容

申込時に下記の書類を提出してください。（用紙の大きさは日本工業規格A4を原則とします。また、書類不備があった場合は受け付けません。）

【提出書類】

提出書類	提出部数
申請書（様式第1号）※実印押印	1部
事業計画書（様式第2号）	10部
収支計画書（様式第3号）	10部
団体概要書（様式第4号）	10部
誓約書（様式第5号）	10部
直近3事業年度分の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）	10部

定款・寄付行為又はこれらに類する書類	10部
役員名簿	10部
印鑑登録証明書 (申請の日の前3ヵ月以内に作成されたもの)	1部(原本)
登記事項証明書又はこれに類する書類 (申請の日の前3ヵ月以内に作成されたもの)	1部(原本)
完納証明書又は納税証明書(市町村税)(最新分) (申請の日の前3ヵ月以内に作成されたもの)	1部(原本)
法人税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(法人の場合「その3の3」) (申請の日の前3ヵ月以内に作成されたもの)	1部(原本)

※ 後日必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

5 選定基準

施設の指定管理者の選定は、提出された提出書類について、下記の選定基準により採点評価します。

選定基準（※松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条）

(選定方法及び選定基準)	
第4条 市長は、申込期間内に前条の申込みをした団体(以下「申込者」という。)があったときは、申込資格を有する申込者のうちから、次の選定の基準に照らし、施設の管理を行うことについて最も適当と認める団体を、指定管理者の候補者として選定するものとする。	
(1) 市民の平等な利用が確保されること。	
(2) 前条第2号の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	
(3) 前条第2号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力及び有しており、又は確保できる見込みがあること。	
(4) 前条第3号の収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	

区分	条例規定	主な内容
Point 1 平等な利用の確保	第1号関係	・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。
Point 2 管理経費の縮減 ※人件費とその他の管理経費に区分	第3号関係 第4号関係	・上限額以下となっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 ・配置人員数・内訳、勤務体制（平常時・緊急時別）等は適正か。 ・配置人員の採用方針、指導育成に対する考え方はどうか。 ・配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。
Point 3 利用促進 (収益性の向上)	第2号関係	・現状水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。

<u>Point4</u> サービスの維持・向上	第2号関係	・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握し・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 具体例 利用者ニーズの把握・クレーム対応への考え方、機器の故障や事故等緊急時対応策、防犯対策、衛生管理、安全管理等
<u>Point5</u> 経営規模及び能力	第3号関係	・指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。（見込みを含む。） ・業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。
<u>Point6</u> 公共性・公益性	第5号関係	・公益性に富み、市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。（見込みを含む。） ・環境保護、障害者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取り組みがなされているか。

6 管理の基準

9に掲げる松山市条例（以下「条例」という。）等及び関係法令・例規の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければなりません。

（1）使用時間等

	① 別府第一市民運動広場	② 別府第二市民運動広場	③ 拓川市民運動広場
使用時間	午前6時から午後6時まで (6月1日から9月30日までの間にあっては、午前6時から午後7時まで)	午前6時から午後6時まで (6月1日から9月30日までの間にあっては、午前6時から午後7時まで)	午前6時から午後6時まで (6月1日から9月30日までの間にあっては、午前6時から午後7時まで)
休 場 日	12月29日から 翌年1月3日まで	12月29日から 翌年1月3日まで	12月29日から 翌年1月3日まで

	④ 空港東第四公園テニスコート	⑤ 湯月公園テニスコート	⑥ 重信川緑地（井門町）
使用時間	午前8時30分から午後5時まで	午前6時から午後9時まで (照明設備のないテニスコートにあっては、午前6時から午後7時まで)	日の出から日没まで
休 場 日	12月29日から 翌年1月3日まで	12月29日から 翌年1月3日まで	12月29日から 翌年1月3日まで

（2）料金体系等（消費税及び地方消費税を含む）

		①別府第一市民運動広場		②別府第二市民運動広場	
区分		一般	児童・生徒	一般	児童・生徒
平日	全日	全面 6,000 円	全面 4,800 円	全面 4,000 円	全面 3,200 円
		Aコート又は Bコート 3,000 円	Aコート又は Bコート 2,400 円	Aコート又は Bコート 2,000 円	Aコート又は Bコート 1,600 円
	午前又は午後	全面 3,000 円 Aコート又は	全面 2,400 円 Aコート又は	全面 2,000 円 Aコート又は	全面 1,600 円 Aコート又は

		Bコート 1,500 円	Bコート 1,200 円	Bコート 1,000 円	Bコート 800 円
土曜日 日曜日 祝日	全日	全面 8,000 円	全面 6,400 円	全面 4,800 円	全面 4,000 円
		Aコート又は Bコート 4,000 円	Aコート又は Bコート 3,200 円	Aコート又は Bコート 2,400 円	Aコート又は Bコート 2,000 円
	午前又は午後	全面 4,000 円	全面 3,200 円	全面 2,400 円	全面 2,000 円
		Aコート又は Bコート 2,000 円	Aコート又は Bコート 1,600 円	Aコート又は Bコート 1,200 円	Aコート又は Bコート 1,000 円

※「午前」とは午前6時から正午までをいい、「午後」とは正午から午後6時（6月1日から9月30日までの間は、午後7時）までをいう。

※「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

※「児童・生徒」とは、幼稚園児、小学校児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者をいう。

※一般と児童・生徒が混合する団体については、一般の使用料の規定を適用する。

		③拓川市民運動広場	
区分		一般	児童・生徒
平日	全日	3,000 円	2,400 円
	午前又は午後	1,500 円	1,200 円
土曜日 日曜日 祝日	全日	4,000 円	3,200 円
	午前又は午後	2,000 円	1,600 円

※「午前」とは午前6時から正午までをいい、「午後」とは正午から午後6時（6月1日から9月30日までの間は、午後7時）までをいう。

※「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

※「児童・生徒」とは、幼稚園児、小学校児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者をいう。

※一般と児童・生徒が混合する団体については、一般の使用料の規定を適用する。

		④空港東第四公園テニスコート		⑤湯月公園テニスコート	
区分		一般	児童・生徒	一般	児童・生徒
2時間	共用			1人	1人
				150円	100円
	専用	1面	1面	1面	1面
		500円	350円	500円	350円
1日	共用			1人	1人
				500円	300円
	専用	1面	1面	1面	1面
		1,800円	1,300円	1,800円	1,300円
早朝利用				1人1回	1人1回
				150円	100円
照明設備(付属使用料)				1面・1時間	400円

※「早朝」とは午前6時から午前8時30分までをいい、それ以外は午前8時30分から午後7時までをいう。

※「児童・生徒」とは、幼稚園児、小学校児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者をいう。

※一般と児童・生徒が混合する団体については、一般の使用料の規定を適用する。

⑥重信川緑地（井門町）は使用料を徴収しない（無料）。

※ただし、料金を徴収することになった場合は市の指示に従うこと。

（３）物品の取り扱いについて

物品購入費及び備品の取り扱いについては、別紙仕様書に定めるものとします。

7 指定管理者が行う業務の範囲

- ① 当該施設の運営に関する業務
- ② 当該施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- ③ 当該施設及び附属設備の使用受付に関する業務
- ④ その他、市長が必要と認める業務

※ なお、詳細な業務の範囲については、別紙『別府第一市民運動広場、別府第二市民運動広場、拓川市民運動広場、空港東第四公園テニスコート、湯月公園テニスコート及び重信川緑地（井門町）指定管理者管理業務仕様書』をご覧ください。

8 業務委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、事前に松山市の承諾を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託することはできます。

使用料の徴収・収納業務については、地方自治法施行令及び松山市財務会計規則等の規程に基づいて行っていますが、当該業務は第三者へ再委託することはできません。

9 法令等の遵守

管理運営業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守することとします。

主な関係法令は次のとおりです。

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・松山市体育施設条例（平成16年条例第57号）
- ・松山市体育施設条例施行規則（平成20年規則第30号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・松山市都市公園条例（昭和37年条例第40号）
- ・その他の関係法令

※本協定期間中に、これらの関係法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づき業務を行うこと。

10 個人情報の取り扱い

指定管理者は、松山市個人情報保護条例の趣旨に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、漏洩、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。（懲役などの罰則の対象者となります。）

1.1 情報公開

指定管理者は、松山市情報公開条例の趣旨に則って、施設の管理に関する情報の公開を行うにあたり、必要な措置を講ずることとします。

1.2 文書等の管理・保存

- ① 指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととします。

- ② 出納関連の事務について監査を行うために必要がある場合には、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

1 3 守秘義務

指定管理者は、業務の執行に当たっては、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、指定期間終了後も、同様とします。

1 4 環境への配慮

指定管理者は、廃棄物の適正処理・発生抑制、リサイクルの推進、エネルギーの効率的利用等環境への配慮を行うよう努めていただきます。

1 5 事業報告書等の提出

- ① 指定管理者は次の事項を記載した事業報告書（月次、四半期、年間）を作成し、市が定める期日までに、市に提出します。書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
- i. 当該施設の管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - ii. 当該施設に係る使用料の収入の実績に関する事項
 - iii. 当該施設の管理の業務に係る経理の状況に関する事項
 - iv. その他市長が必要と認める事項
- ② 指定管理者は、定期的に体育施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、市と協議の上、定めるものとします。
- ③ 指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用者実績の分析により、管理実績の評価を行い、市に提出します。なお、実施時期や項目及び書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
- ④ 事業報告書の検査により、指定管理者が事業の基準を満たしていないことが明らかな場合には、市は指定管理者に対して必要な指示を行います。

1 6 指定管理者の明示

指定管理者が管理する市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内や案内パンフレット等に、設置者である市の名称とともに指定管理者の名称及び連絡先を表示することとします。

1 7 管理業務に対する保険への加入等

指定管理者としての注意義務を怠ったこと等により、利用者や第三者へ損害を与えた場合への備えとして、管理業務に対する保険に加入し、保険料を負担していただきます。

1 8 管理の費用

- (1) 徴収した使用料は、市の収入として取り扱います。指定管理者には、施設の管理経費を予算の範囲内で委託料として支払います。
- (2) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払時期や額、方法は協定にて定めます。
- (3) 指定管理業務を市の示す水準を下回ることなく確実に実施する中で、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則、精算による返還は求めません。
- また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合の補填は行いません。
- (4) 指定管理業務に係る経費は、団体自体の既存口座とは別の口座（本市指定管理業務専用口座）で管理してください。
- (5) 松山市または指定管理者は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとします。
- 市または指定管理者は、申し出を受けた場合は、協議に応じなければならないものとし、変更の要否や変更金額等については、協議により決定するものとします。

19 指定管理料の上限

募集の際の管理費用（５年間の総額）の上限額は、162,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

20 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（５年間）

ただし、指定管理者が松山市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

21 その他

（１）松山市と指定管理者のリスク分担

指定管理者と松山市のリスク分担は、次のとおりです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

項目	内容	松山市	指定管理者
法令等の改正	本事業に直接影響する法令等の変更	○	
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	本格復旧	○	
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、やむを得ず、施設の維持、サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増額及び収入減	○	
天災等の不可抗力	天災時（暴風雨、洪水・高潮、地震、火災、その他の自然的事象）により、指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
	インフレ・デフレ及び公共料金の変動		○
	上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	松山市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	
苦情対応	受託した業務に係る苦情対応		○

（２）租税公課について

従業員100人以上の場合、事業所税（従業者割）が課税対象となる場合があります。

（詳しくは松山市理財部市民税課 事業所税担当 TEL089-948-6301までお問い合わせください。）

【お問合せ先】

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 スポーティングシティ推進課

担当 大野・永徳・内原

住 所：〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 市役所本館5階

TEL：(089) 948-6598 FAX：(089) 934-1287

E-mail：sports@city.matsuyama.ehime.jp